

## 〔附論〕I

# 近代国家の教育とナショナリズム

——絶対主義ナショナリズムとブルジョア

ナショナリズムの教育要求を中心として

都 築 亨

### I はじめに

ナショナリズムという言葉が氾濫したのは、あるいはこの4・5年来のことかもしれない。一つには1960年を起点として、アジア・アフリカにおける新興国家のナショナリズムに強く刺戟され、又一つには国内的問題として「もはや戦後ではない」というその新しい歩をすめるための立脚点として、ナショナリズムが正しく「思い出」<sup>(1)</sup>されて来たのであった。

教育におけるナショナリズムへの回帰もその例外とはいえないであろう。教育においてナショナリズムが問題とされるには実はいろいろの側面がある。新教育におけるナショナリズムの欠如に対する批判として、そのまま直線的に戦前の国家主義教育を見直そうとするとり上げ方が一方にあり、他方ではそれと全く対立する立場から、戦後の植民地的文化や植民地的教育（国籍を欠如した普遍主義的教育）の風潮に対して民族教育を守ろうとする形でのナショナリズムの主張がなされて来た。相対立する立場からほとんど同時に、同じ言葉で、とり上げ方がなされていること自体、ナショナリズムが「本来きわめてエモーショナルでかつ弾力的概念であり、歴史的状況に応じてあるいは憧憬ないし鼓舞の感情を、あるいは憎悪ないし嫌悪の感情をよびおこす」<sup>(2)</sup>きわめて複雑で多義的な概念であるということにはかならないのであるが、教育の問題としてナショナリズムがとりあげられるとき、更に問題を混乱しかねないような条件が存在することを一應確認してからなければならない。「近代教育はナショナリズムの教育であるといつてもいいすぎではない」<sup>(3)</sup>ともいうが、そのようにいい得るような側面を近代国家における教育は本来もっていたのである。

たしかに教育が家門あるいは教会の責任においてではなく、国家の責任においてなされるようになったのは近代に入ってからであった。しかもヨーロッパの近代国家が「真理とか、道徳とかの内容的価値に関して中立的立場をとり、そうした価値の撰択と判断はもっ

ぱら他の社会的集団（例えば教会）乃至個人の良心に委ね、国家主権の基礎をば、かかる内容的価値から捨象された純粹に形式的な法機構の上に置いて」<sup>(4)</sup>出発したのに対して、日本の近代国家は、その国家の形成とともに、というよりむしろ、民族ないし国民が形成されるのと同時に、教育という国民全体の思想や道徳、いってみれば内容的価値に関する事項を完全に國家の手によって、その責任において遂行することができたのであった。

「教育を主として家庭及教会の任務と考え、永い間國家が比較的これに関与しなかった」<sup>(5)</sup>し、そのため「現在も尙、複線型の体系を残している」<sup>(6)</sup>といわれるイギリスの教育体制の歩みとくらべて、その出発点においてははるかに遅れていたはずの日本の教育の近代化の方がむしろ先行する形になったのは、教育に対する国家の関与ないし干渉が大きかったためであり、教育を階級支配——社会統制の手段としてよりも、むしろ外圧——対外的危機に対応するための富国強兵策の一環として位置づけ、国家の手による近代的教育体制の整備が、他の施策にもまして一だんと急速に行なわれていた故であった。

こうして単線的な国民教育（教育の平等を内容とする）は後進国日本において、ヨーロッパ諸国に先がけて実現されることになった。こうした国家権力による教育への干渉乃至関与は、その程度のちがいこそあれ、近代日本の教育発展の過程の中に終始貫してみられる現象であり、極端な言い方をすれば、戦前の国家構造の基本的な点に関する事項であったけれど、その国家権力による教育政策が具体的な施策の段階で、誰によって、あるいはいかなる階級の要求にそって行なわれるかによって、教育におけるナショナリズムは、国民大衆のものとなりうるし、或は大衆を疎外した権力者のものとなりうるのである。

戦前の日本の教育は国家主義であったといわれる。それは今のべた「国家による」教育が「国家のため

に」推進された限りにおいてたしかにそうであった。それは一方では「国家による」という教育の主体性の問題であると同時に「国家のため」という教育の目標乃至そのイデオロギー的性格にかかわる問題でもあった。日本の教育の歩みの中にみられたナショナリズムは国家の主体性と同時にイデオロギー性をつねにその中に含んでいたのである。そして「国家のためとい」う名目によって近代日本の教育目標はあるときは国民を超えた絶対者に導かれ、あるときは国民、ブルジョアジーの利益につながり、又あるときは帝国主義的、ファッショ的な資本の要求、軍部の要求に支持されて來たのであった。

こうした戦前ナショナリズムの種々相・多義性に目をつむって、ナショナリズムという語の中にブルジョア・ナショナリズムの要素と大衆を疎外した権力者ナショナリズム——超国家主義とを同一視する愚をおかしてはならないであろう。国家主義というときほとんど、後者をさしていわれるが、実は国家のためというその国家が国民大衆を疎外して極く一部の存在——独占資本家・軍部・官僚によってのみにぎられていたとき、それは国家のため、皇國のためと称して、実はナショナリズムをねじまげる——従って超国家——以外の何ものもなかったのである。

こうしたねじまげられたナショナリズムを現在の教育の中軸にそのままもちこもうとしたり、又逆にそれを当面の敵とする余りに、教育の目標を完全にナショナリティから離れたところにおこうとしたりすることは、何れも現代的な教育の在り方とはいえない。

現在教育を国家の手によっておしすすめ、少くとも公教育としての国民教育を国家の責任によって行おうとしているのは世界の趨勢であるが、その場合に何よりも問題とされねばならないのは、主体として、又目的としての国家——ナショナリズムの内容であると思う。

この小稿でとりあげた問題はこの意味におけるナショナリズムの究明であり、戦前のナショナリズムがその形成期においてどのような点で、近代日本の教育を成立させる条件としてのナショナリズムと結びついてきたかをはっきりさせることができ、戦後の教育におけるナショナリズムをとりあげるために、第一に必要であると考えたからである。そしてこの究明を通じてゆがめられた「超」ないし「極端なる」国家主義の幻影を遮断した国民教育、あるいは民族教育の立脚点を求める場合の何らかの手がかりを求めていたと考えている。

## 2. 近代教育の出発点におけるナショナリズム

日本の近代教育は明治維新後の国家形成の過程において、迫り来る外圧を危機として意識し、欧米列強に

対する対抗からナショナリズムの教育をおしすすめてきたといえる。「國家ノ以テ富強安康ナルユエンノモノ世ノ文明人ノ才芸大ニ進長スルモノアルニヨラザルハナシ、而シテ文明ノ以テ文明トスルユエンノモノ一般人民ノ文明ナルニヨレバナリ」<sup>(7)</sup>として学制が成立了のは明治5年であったが、この時点において明六社に結集していった西欧文明の紹介者<sup>(8)</sup>にしても又新政府の主流派にしても、共通の認識として国家的危機の意識があり、「富国強兵」策を目下の急務とする認識があった。学制発布の時点にみられる開明性は、政府主流と、ブルジョア的イデオロギーの「国家の富強」を希求する共通の意識に支えられていたのである。こうして列強の中に「対立物」を意識することによって明治国家は教育についてのリーダーシップをとることができた。

この国家による「権力の教育は1872年の学制によって開始され」<sup>(9)</sup>、以後一貫して「干渉」の政策がすすめられるわけであるが、戦前の「教育の主体はつねに天皇制国家であり、文部省であり、府県市町村の学務部であり、教員であった」<sup>(10)</sup>といわれるような国家による教育の管理・統制の強さは近代教育の出発点において早々にみとめることができる。

E・H・カーは、ナショナリズムを三期に分け<sup>(11)</sup>その第一期ナショナリズムを「帝国とか教会とかの中世的結合が次第に分解し、民族国家と民族教会とが打ち立てられたとき」<sup>(12)</sup>に始まり、「他の国家との関係において国家の富と、従って力を増進しようとした」<sup>(13)</sup>重商主義の時期に求めているが、その規定のしかたに従えば、学制の発足より学校令の公布にいたる時期の教育にあらわれたナショナリズムは、カーの第一期ナショナリズムに部分的に比定することができる。富国強兵策の一環としての教育としては正しくそうであった。

しかし、国家の手によって教育の事業がおしすすめられたのは事実であり、きびしい干渉政策が行なわれたのもたしかだとしても、この時点で「国家主義としてのナショナリズムが政府によって上から宣伝されなかつた」<sup>(14)</sup>こともたしかであり、「国家思想の涵養や、また道徳や歴史教授に対する干渉は全般を通じてまだみることは出来なかつた」<sup>(15)</sup>のである。教科書も「民族的国家的意識は世界的普通的意識や個人意識の昂揚の背景におしゃられてしまい」啓蒙的翻訳的傾向をつよく持っていたし、その教科書が、元田永孚・西村茂樹の儒教的德育路線によってぬりかえられ「小学校教則綱領」「小学校教員心得」「教学大旨」によって教育の反動化がすすめられていった明治13年以後においてさえも、儒教的イデオロギーが強化されていったに

## 特　殊　研究

もかかわらず、それにひきくらべて「ナショナリズム」のイデオロギー的表明は不徹底であった。従ってこの時期のナショナリズムを国家による近代的公教育体制の成立の面からとらえ、カーラのいう第一期ナショナリズムに部分的に比定することはできるにしても、「国家主義としてのナショナリズム」としては未成熟であったといわなくてはならない。

### 3. 教育における「国家主義としてのナショナリズム」の成立

明治18年、国家主義的教育の推進者として森有礼が文部大臣となってから、明治23年の教育勅語の渙発までの時期は、明治ナショナリズムの勃興期としてとらえることができる。徳富蘇峰が「第19世紀日本之青年及教育」を発行したのは明治18年、民友社を創立して「国民の友」を創刊するのは20年2月であったが、これに対して三宅雪嶺・志賀重昂らが「政教社」を組織し、雑誌「日本人」を創刊するのは21年、陸羯南が新聞「日本」を刊行するのは22年の憲法発布の日であった。

羯南が明治18より20年までにいたる時期を「日本の上流社会は百事日本風を棄てて歐州風に変革し、かしこくも宮廷内における礼式をさえ欧洲に模擬したりき」<sup>(17)</sup>として欧化時代と規定し、それに対して自己の立場を国民論派なりとしたとき、ナショナリズム（国民主義・国粹主義）は欧化主義に対するアンチ・テーゼとして成立したといえる。そしてそれ以上にこの時期の国民にとってその独立・統一が自覚されつつあったのである。羯南は「国民的政治（ナショナル・ポリチック）とは外に対して国民の持立を意味し、しかして内においては国民の統一を意味す、国民の統一とはおよそ本来において国民全体に属すべき者は、かならずこれを国民的にするの謂なり」<sup>(18)</sup>として、代議制・責任制内閣制・選挙権拡張などに対して積極的熱意を示しながら、民権論者のようにこれらを自然法的な真理としてみとめたのではなく「あくまで日本の国民的統一という観点から」<sup>(19)</sup>是認したのであった。

同じ時点にあって徳富蘇峰は「然れども国民なるものは実に茅屋の中に住する者に存し、もしこの国民にして安寧と自由と幸福とを得ざる時においては国家は一日も存在するあたわざるを信ずるなり」<sup>(20)</sup>として平民政義を唱導したのであったが、ルソーが「国家と人民を同一視する」<sup>(21)</sup>ところから第二期のナショナリズムが出発したと考えたとき、羯南・蘇峰のナショナリズムこそは、当時ようやく成長して来たブルジョアジーによる第二期のナショナリズムの表明であり、「個人的な自由独立という基礎の上に立って、そういう個人的な自由独立に支えられたところの国家的独立

及国家的発展という……そういう意味におけるナショナリズム」<sup>(22)</sup>であった。

こうした在野ナショナリズムの清新な主張に対して体制側のナショナリズムを代表するのは伊藤博文・井上毅・森有礼であった。明治12年の「教学大旨」に対して伊藤が「教育議」を以て対抗したとき、その実際の執筆者であった井上毅は、明治14年の政変に際しても政府の体制を固めるための適確な措置を進言していくが、その政変の直後において福沢諭吉の思想が青年の「脳漿ニ感シ、肺腑ニ浸スニ當テ、父其子ヲ制スルコト能ハス、兄其弟ヲ禁スルコト能ハス是レ豈布告号令ノ能ク挽回スル所」<sup>(23)</sup>でないという状況に対して、「彼レノ為ル所ニ反対スル」ため次の五つの策を進言していた。「一ニ曰、都鄙ノ新聞ヲ誘導ス、二ニ曰、士族ノ方郷ヲ結ブ、三ニ曰、中学並職工農業学校ヲ興ス、四ニ曰、漢学ヲ鶴ム、五ニ曰、独乙学ヲ獎励ス」<sup>(24)</sup>

その福沢さえ、明治15年頃を境として「時事新報」に朝鮮に対する硬論を述べ立て、「武力を背景にしながら、世界を自己の市場たらしめようとする資本の要求」<sup>(25)</sup>を代表したナショナリズムへの傾斜をみせていたのである。

かって明六社に結集していた文明開化のオピニオン・リーダーたちは、次第に政府主流のイデオロギーとして、その開明政策を推進しつつだったのである。教誥路線の推進者西村茂樹も明六社から出ていたのならば、軍人勅諭の起草者西周もそうであった。明六社から政府内での開明官僚への転身は決して西村や西の変節ではなく、ブルジョア・ナショナリズムと伊藤・井上の政府内部の開明派ナショナリズム（絶対主義）とが結びつくことによってカーラのいう第二期ナショナリズムを体制側において確認したものであった。

同じく明六社から出た森有礼の国家主義教育こそは正しくこの意味におけるナショナリズムの表われであった。そして同じくこの時点における第二期ナショナリズムとしての羯南・蘇峰のナショナリズムに対応するものであったが、むしろその中味は在野ナショナリストである羯南や蘇峰より革新的ですらあった。

元田永孚の「孔子ノ教」<sup>(26)</sup>を迂闊なりとしてしおけ、西村茂樹の編述した修身教科書の使用を禁止するなど、儒教的德育主義の教育へ傾斜を阻止し、これにかえて「忠君愛國ノ意ヲ全国ニ普及セシメ」<sup>(27)</sup>この教化素によって「能ク大難ヲ冒シ大危ヲ忍シテ其立國ヲ争奪ノ間ニ維持セン」としたのは森有礼であった。儒教という封建的イデオロギーを排して、「忠君愛國」という近代ナショナリズムのイデオロギーを森は公教育に導入せんとしたのであった。

## 近代国家の教育とナショナリズム

森は学校教育に関して「抑々政府が文部省を設立して学政の責に任せしめ、加之国庫の資力を藉りて諸学校を維持するもの、畢竟國家の為なりとせば、学政の目的も亦専ら國家の為ということに帰せざるべからず、例せば帝国大学に於て教務を掌る學術の為と國家の為とに關することあらば、国家のことを最先にし、最も重んぜざるべからざるが如し」<sup>(28)</sup>として教育の主体が国家にあるのみでなく、國家の為に教育の存することをのべているが、特に森が最も期待をかけていた師範学校の教育については、その生徒に「國家ノ為メニ犠牲トナルノ決心ヲ」<sup>(29)</sup>さえ要求していたのである。

この森の国家主義も「若今日ノ國勢ニシテ荏苒進歩スルナクンバ 日本国ヲ挙ゲテ外國ニ併呑セラルル」<sup>(30)</sup>おそれありとする点において、明治初期以来の他のブルジョア・ナショナリズムと共に通する意識の上に立っていたのである。

明治20年頃から始った日本の産業革命は、特に紡績部門においては著しく進展をみ、明治23年には綿糸生産高は前年の約2倍、輸入綿糸高とほぼ等しくなり、生糸の輸出は飛躍的にのびていった。そして、こうした資本制生産の成長に対応する国家機構の整備、国家の機軸の創出、そして国民の育成という、いわば近代国家のワク組みとその中核の形成も一応明治23年で一段落するのである。

伊藤・井上の路線によって起草された「大日本帝国憲法」は明治22年に完成し、ドイツの絶対主義的立憲制度を模範として近代国家の基本法が整備されるとともに「ワガ国ノ機軸ハ何ナリヤト言ウコトヲ確定セザルベカラス」<sup>(31)</sup>として、ヨーロッパ諸国でのキリスト教の果している役割——宗教的・精神的機軸を天皇に求めたのであり、憲法発布の翌年に渙発された「教育ニ関スル勅語」も同じような意味において、教育の機軸を勅語という形式において確認したものであった。しかも、この教育勅語の内容は必ずしも元田永孚らの儒教的——封建的イデオロギーの確認ではなく、むしろ井上毅の主導性に依って封建的儒教主義を「忠君愛國」という近代的ナショナリズムの方向に吸収したものであった。

その教育勅語と同時に改正された小学校令（勅令第215号）において、小学校の目的は「児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」（第1条）とされて「始めて日本教学に於ける小学校の目的が明示されるに至った」<sup>(32)</sup>とともに、目的規定の上で昭和16年の国民学校令までの間の小学校教育の支柱が確認されたのであった。この小学校令は「近時一

般の徳義漸く敗類せんとする状況」<sup>(33)</sup>に対して道徳教育——それこそ教育勅語において示された教化イデオロギーであったが——を中心として小学校教育の中でも特に内的事項 *interna* がはっきり確定されたものであった。

改正小学校令は「教育目的・課程・教科目、修業年限、教材、教科書、学級編制、休業日、児童就学、教員検定、教員の服務監督など、教育のいわゆる内的事項についてはもっぱら中央政府の手に占有され、「教育の施設々備の管理や経費負担などのいわゆる外的事項はまったく市町村の責任とされている」<sup>(34)</sup>点で、かなり絶対主義的な色彩を強く打ち出し、特に経済的裏付けにおいて国家の責任を回避している点で、完全な意味での国家主義的教育管理とはいえない面をもっていたのだけれど、その絶対主義的側面は井上毅文相の教育改革、明治33年の改正小学校令によって次第に修正を加えられ、教育における国家主義——ナショナリズムを完成させていったのである。

井上毅の近代国家創出に対する種々の功績については先述した所であり、特に大日本帝国憲法と教育勅語という明治国家の二大支柱を確立した点では余人の追随を許さぬものがあっけれど、その井上が最期の仕事として教育改革の実際を担当したのは明治26年より27年にかけて日清戦争直前の重大な時期においてであった。井上毅は文相就任の早々の26年6月、教育改革の基本方針として示した7ヶ条の方針の中で、第一に初等教育を普及させるため「教育費を国庫で補助し、漸次低減させること」第二に貧民および職工の児童に低度の教育を及ぼし」かつ「教科書の値段を安くすること」を掲げたが、その具体的な施策として26年11月実業補習学校規程、27年7月徒弟学校規定、簡易農学校規定を定め、今迄「教育ト労働トハ劃然トシテ特別ノ界域ニ立チ農工諸般ノ事業ハソノ大部分ニ於テ仍舊習ニ沈澱スルコトヲ免」<sup>(35)</sup>れなかった実情に対して「国家将来ノ富力ヲ進メン」として「科学及技術ノ実業ト一致スルノ教育」を施こそうとしたのであった。26年ごろ教育会を中心とする民間教育団体によって小学校義務教育の国庫補助運動がはげしくなって来たのに対し、いわゆる総合令を出してこれを取締った井上であったが、しかし実業教育費国庫補助法が議会に上提されるや、病をおして出席し、「一日を怠るは国の富強、國の運命に関する事である」<sup>(36)</sup>としてその成立を希望した点など、正に井上は日本の近代化の目標が国家の経済的富強にあることを見抜き、そのための産業教育、そしてそのための教育費国庫負担をすすめたのであり、それまでの国家主義教育が「国民教育を重視していながら、国民が教育に入りうる条件について全く無策であり、財政的措置を国民教育に対して

## 特　殊　　研　究

少しも行なっていな」<sup>(37)</sup> かったのに対して、井上が國家の富強をねがう一方において実業教育における国家の補助を実現した点は高く評価されなければならないであろう。しかも国庫補助をうける学校種は公立の工業・農業・商業学校・徒弟学校・実業補習学校であって、「勅語ノ趣旨ニ基キ教育ノ精神ヲ誤ラザルコト」を条件としていた点など、正しく国家主義的実業教育のあらわれであったといえるであろう。

井上が文政を担当したのは26年の3月から27年の8月まで、日清戦争直前の最も国民意識の昂揚した時であったのにも拘らず、教育のなかにおいてナショナリズムを軍国主義の方向に向けず、科学技術と実業の一貫による国家将来の富力を進めるという方向に導いた点で国家百年の計の上に立つナショナリズムであったといつてよいであろう。

### 4. 体制ナショナリズムとブルジョア・ナショナリズムの結びつき

日清戦争前後、即ち日英改正条約の調印(27・7・16)から日清戦争、そして三国干渉という20年代の末期においてナショナリズムは変質しつつあった。第1議会から第6議会までの政府対議会の激烈な抗争は開戦直前に総選挙の布告をみて成立した新議会ではみられなかった。「対外硬派のかまびすしい政府攻撃の声はもはや聞かれなかった」<sup>(38)</sup>のである。

その背景をなしていた資本主義は戦中から戦後にかけて急速に成長していた。紡績業は明治26年末と明治32年末とを比較すると「工場数は40から383に増加し、綿糸生産高は1066万貫から4305万貫に増加し、労働者は2万5488から8万3985に増加した」。<sup>(39)</sup>銀行ののびは特にいちじるしく「明治27年の751から33年には1854、資本金はおなじ明治27年の5427万円から、33年には3億5614万円になって6倍半に」<sup>(40)</sup>達する成長ぶりを示していた。

こうした資本制生産の発展は当然にブルジョアジーの成長を意味し、その政治的発言を強化する。伊藤首相はこの時点に立って河野広中を通じて自由党と意思を疎通させ、29年松方内閣の成立に際しては、大隈重信が日銀総裁岩崎弥之助の仲立ちで入閣し、ブルジョアジーの政治に対する橋頭堡を築いたのであった。

こうしたブルジョアジーの成長は、この時点で権力側のナショナリズムを、ブルジョア・ナショナリズムに変貌させざるを得ない。伊藤の政党への妥協の結果、体制側ナショナリズムと在野ナショナリズムとが統一されて、その結果として資本制生産に対応する「国民」育成のための教育がおしそうめられる基盤は現実に成立することができたのである。そして学齢児童の就学率も明治23年48.9%（男子65.1 女子31.1）であったものが、33年には81.5%（男子90.6 女子71.7

）に達するのである。このブルジョア的成長と教育の量的発達は教育をかえ、教育におけるナショナリズムを大きくかえるファクターを提供する。

明治29年の第9議会で「市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法」が可決された。「要するにこの法案は小学校教員の地位を固くして是等の教員をして長く同一学校に在らしめんとする」<sup>(41)</sup>以外の何ものでもなかったが、しかしこれは井上文相のプランがようやく日の目をみたものであり、小学校教育に対する国家の財政的補助が達成されたものであった。

明治30年10月9日の師範学校令（勅令第346号）をはじめとして33年的小学校令の改正（勅令第344号）にいたる一連の教育改革は絶対主義ナショナリズムとブルジョア・ナショナリズムの結合路線の教育におけるあらわれであった。それは一方において高等女学校令（32・2・8勅令第31号）や高等女学校の学科及其程度（文部省令第7号）、あるいは中学校令（32・2・7勅令第28号）や中学校令施行規則（文部省令第3号）の中で、特に修身・歴史が「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ」道徳思想の涵養をはかり、或は皇統無窮の歴史を授けるという点で、23年の改正小学校令の路線の中等学校段階への拡大強化をはかりながら、初等教育段階については小学校令の改正によって、従来3年又は4年であった尋常小学校をすべて4年に統一して義務教育とし、「市町村立尋常小学ニ於テハ授業料ヲ徵収スルコトヲ得ス」（第57条）としたのであった。樺山文相は文部省訓令の中で「此ノ年限内ニ於テ小学校ノ本旨トスル道徳教育及国民教育ノ基礎並ニ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルハ蓋シ為シ難キ所ナリ……故ニ尋常小学校ノ修業年限ハ之ヲ延長スルノ要アルニ似タレドモ國度民情ニ考へ義務教育普及ノ実況ヲ察スレバ未タ遽カニ4年以上ニ延長スルヲ許サザル事情アリ」<sup>(42)</sup>として4年に止めた事情を説明し、尋常小学校に2年の高等小学校を併置することによってその間隙を塞ごうとしたのであった。

この中学教令の制度から始まって、実業学校令・高等女学校令・小学校令の改正にいたる一連の教育改革をすすめたのは第二次山県内閣であった。ブルジョアジーの政治的進出期における山県内閣の使命は、その政党の勢力伸長をおさえて今一度絶対主義体制の復活をはかることにあったし、この内閣によってすすめられた文官任用令の改正、文官懲戒令、文官分限令による官僚体制の補強、或は又同時に行われた陸海軍省令の官制改正による軍部大臣現役武官制の成文化は何れも官僚機構や軍の内部への政党の介入を拒否し、絶対主義体制を維持しようとするものであった。

しかしながらこの山県内閣の下において先にのべた義務教育が確立しただけではなく、義務教育段階における

る授業料の廃止がなされていたのである。森有礼が「授業料ヲ徵収スル事ニ定メタルハ父兄（或ハ後見人）タル者其子弟ニ対シテ教育ヲ受ケシムルノ義務アルコト勿論ナレハ、子弟教育ノ費用ヲ、父兄ニ於テ負担スルコト固ヨリ当然ナリ」<sup>(43)</sup>としていたのに対して、義務教育段階における教育費を国家が負担することによって父兄の義務を教育費負担の義務から解除するとともに、国家による教育の責任・管理を確認したのであった。33年には市町村立小学校教育費国庫補助法は両院を通過し3月16日に公布され、26年に議会へ小学校教育費の国庫補助と小学校教員俸給の国庫補助という二つの請願が出されて以来7年ぶりに同じく国家の責任が明瞭にされた。それは26年と33年という二つの時期における社会的変化を物語るものであったし、そのナショナリズムの変貌を示すものであったといえる。

この山県・樺山による国家主義的教育改革は必ずしもその絶対主義性をあらわすものではなく、むしろ改正の実際に当っていた専門学務局長上田万年、普通学務局長沢柳政太郎、実業学務局長岡田良平の力による所が大きかったし、少くとも小学校令の改正にみられる進歩性は、沢柳らによって生み出されたものであったといってよいであろうけれど、ここに制度的に6年義務教育を可能ならしめる基盤は成熟していたのである。

樋口勘次郎が「むしろ社会主義は国民教育の精神なり、貧富を論ぜず、同等の教育を与へんとし、貧者には授業料を免じ、学具を給せん」<sup>(44)</sup>としたのは明治37年であった。彼は自身の立場を国家社会主義と規定していたし、その主張は「どこまでも社会を単位におき社会のためには個人の犠牲を要求し、両者の利害一致せざるに当っては個人はその身命財産をあげて社会に貢献すべき」<sup>(45)</sup>とする所にあった点で、社会主義というよりはむしろ国家主義であったけれど、「国家は自己の生存と発達の為めに人民の健康なるを要し、知識あるを要し、其の歴史を重んじ、其の習慣に従い、其の道徳を守り、其の法律を奉ずるものなるを要す、教育は人民をして一人にても余分に強く賢く、其の行ひも国家の要求にあふものを養成せむが為めに工夫せられ、經營せらる、天下の児童は父母の児童にあらずして国家の児童なり、之を教育するは国家の利益なり、国家は自己の利益のために教育の義務を、階級と貧富の区別なく、全日本の児童に課」<sup>(46)</sup>すべきであるとしたのは、改正小学校令の路線——第二期ナショナリズムの最終的な表明であったといいうるであろう。

明治35年小学校令24条が改正されて「文部省ニ於テ著作権ヲ有スル」国定修身書・国語・地理・国史の教

科書が編さんされ、37年からその使用がはじめられたのであったが、その国定修身書は「およそ家族国家觀とは縁遠いもの」であって、ブルジョア・ナショナリズムの健全さをもっていた。「明治日本の近代国家としての発展過程において凡ゆる変質と堕落が指摘されようとも、その後の時代に比べるとやはり、明治全体として何か健全性を宿していた」<sup>(48)</sup>といわれるが、それは30年代の末まで、いわばブルジョア・ナショナリズムがその健全さを示していた限りにおいてたしかにそうであった。

### 5. ナショナリズムの破綻——結びにかえて

そのナショナリズムは20世紀に入った途端に分裂しはじめ「民権と國権との共存という幻想がくずれて」日露戦争にのぞむ頃からはっきりと一方は国家主義・帝国主義の方向へ、他方は平民政義・社会主義の方向へと両極に分解してゆくのである。沢柳政太郎が「明治時代の日本国民は前途に目標として把握していた四箇の大目的をほぼ完全に遂行して今は何もないからである。四箇の目標は日露戦争に至り、ほぼ完全に達せられ、爾来代って国民の目標とするものがない。標的を失った国民は何をなすべきかに迷うている、国民の思想も動搖し、混沌として帰する所がない」<sup>(49)</sup>といったのは正しくその後であった。山路愛山が「日本の青年は忠君愛国主義を鼻聲にして説教する坊主より行難き御法談を聴きたり、されど其のしばしば繰返されるに及んで彼らは遂に大欠伸を催せり」<sup>(50)</sup>と指摘していたが、これもその国家主義教育の破綻の宣告以外の何ものでもなかった。日本主義を掲げて文壇をリードしていたブルジョア的ナショナリズムのチャンピオン高山樗牛が突如として「美的生活」「ニーチェイズム」に転身する過程こそは正しくそのブルジョア・ナショナリズムの限界を示すものであり、樗牛はかくして「破綻した国家主義イデオローグ」となったのである。

第二期ナショナリズムは完全に破綻した。それ以後1945年まで昂揚されつづけてきた国家主義・皇国主義は実は分裂しその体制側のナショナリズム（帝国主義・ファシズム）を或は家族国家觀でカムフラジュレ、或は農本主義で塗りかえ、とにもかくにも明治の遺産の相続人たちが、後生大事に持ちつづけた一枚看板であった。ただしその看板が次々と立派にぬりかえられるごとに母屋は次第に腐敗し切っていたのである。その明治末期より、昭和にいたる超国家主義教育の状況についての分析は、別稿にゆずることにしたいと思うのだけれど、戦後教育の中にナショナリズムの軸を設定する場合に、少くとも崩壊し、破綻したナショナリズムの看板にだまされではならないことはいうまでもないであろう。

## 特 殊 研 究

- 注(1) 丸山真男 日本の思想 12頁  
 (2) タ 増補版現代政治の思想と行動 273頁  
 (3) 勝田守一 教育とナショナリズム  
 (4) 丸山真男 現代政治の思想と行動 13頁  
 (5) 仲新 現代学校論 119頁  
 (6) タ タ 121頁  
 (7) 学制制定ニ関スル上申書第3号 明治文化資料叢書 8. 25頁  
 (8) 森有礼 福沢諭吉 中村正直 西周 西村茂樹 津田真道 加藤弘之 築作麟祥などがそうであった。福沢をのぞいて他のほとんどが、十年後には明治政府の開明路線に結集していった点は注目してよいであろう。  
 (9) 田村栄一郎 ナショナリズムと教育  
 (10) 作田啓一編 現代社会学講座Ⅳ 仲村祥一 社会体制と人間像  
 (11) E・H・カー 大庭謙二訳 ナショナリズムの発展  
 (12) EH・カー 前掲書 6頁  
 (13) タ タ 10頁  
 (14) 田村栄一郎 ナショナリズムと教育  
 (15) 山下徳治 教化史  
 (16) 唐沢富太郎 教科書の歴史  
 (17) 陸羯南 近時政論考 現代日本思想体系 4. ナショナリズム 292頁  
 (18) 陸羯南 前掲書 304頁  
 (19) 丸山真男 陸羯南と国民主義 明治史研究叢書 四、民権論からナショナリズムへ 196頁  
 (20) 徳富蘇峰 将來の日本 現代日本思想大系 4 ナショナリズム 256頁  
 (21) E・H・カー ナショナリズムの発展 12頁  
 (22) 丸山真男 明治国家の思想  
 (23) 井上毅 進大臣 大久保利謙 明治14年政変と井 上毅 開國百年記念明治文化全集 644頁  
 (24) タ 前掲書  
 (25) 鹿野政直 日本近代思想の形成 197頁  
 (26) 教学大旨  
 (27) 文部省教学局 教育に関する勅語済発五十周年記念資料展覧図録  
 (28) 木村匡 森先生伝 142  
 (29) 日下部三之助 文部大臣森子爵之教育意見 130  
 (30) タ 前掲書  
 (31) 枢密院帝国憲法制定会議開会の辞 現代日本思想体系 権力の思想 110頁  
 (32) 松月秀雄 学校令にあらわれたる皇国教學の目的 156頁  
 (33) 江木千之 明治23年の小学校令改正 教育五十年史  
 (34) 持田栄一 教育管理の基本問題 476頁  
 (35) 実業補習学校規定公布に際しての文部大臣訓令 第12号 文部省実業学務局 実業教育五十年史  
 (36) 文部省実業学務局 前掲書  
 (37) 土屋忠雄 明治前期教育政策史の研究 406頁  
 (38) 中塚明 日清戦争 岩波日本歴史近代4. 147頁  
 (39) 信夫清三郎 明治政治史 82頁  
 (40) タ 前掲書  
 (41) 帝国議会 教育議事録覽 自第一議会 至第十二議会 215頁  
 (42) 明治以降教育制度発達史 第4卷 117頁  
 (43) 大久保利謙 森有礼 伝記之部 134頁  
 (44) 横口勘次郎 国家社会主義新教育学 354頁  
 (45) タ 教育学と国家社会主義 284頁  
 (46) タ 国家社会主義教育学本論 88頁  
 (47) 石田雄 明治政治思想史研究  
 (48) 丸山真男 明治国家の思想  
 (49) 沢柳政太郎 父兄と青年  
 (50) 山路愛山 現代日本教会史論